



宮 崎 県 公 報

平成30年1月22日 (月曜日) 第 2963 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

目 次	頁
告 示	
○保安林の指定予定の通知 (3件) …………… (自然環境課) 1	
○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意…………… (水産政策課) 2	
○道路の区域の変更 (16件) …………… (道路保全課) 2	
○道路の供用の開始 (8件) …………… (“) 5	
○道路の占用を制限する区域の指定 (3件) …… (“) 6	
公 告	
○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 7	
○土砂災害特別警戒区域の指定…………… (“) 8	
○県民栄誉特別賞の受賞者の氏名及びその事績… (秘書広報課) 10	
○大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商工政策課) 10	
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見…………… (“) 10	
○県営土地改良事業計画の変更 (2件) …………… (農村整備課) 10	
○飼料の検査結果の概要の公表…………… (畜産振興課) 11	
○公共測量終了の通知…………… (管理課) 11	

告 示

宮崎県告示第 129号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年1月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 延岡市松山4-1 (次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 水源^{かん}の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 130号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年1月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北川町川内名字屋敷内山79-57-1 (次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 水源^{かん}の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 131号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年1月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字上戸宇桐元谷流1673-3から1673-5まで

2 指定の目的 水源^{かん}の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦

覧に供する。)

宮崎県告示第 132号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第5項において準用する法第 105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成30年 1 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成29年12月18日
発起人の住所及び氏名	日南市南郷町 株式会社 向進水産 代表取締役 崎村 教一 日南市南郷町 春日水産 有限会社 代表取締役 渡邊 数也
加入区 の 名 称	南郷加入区
区 域	南郷漁業協同組合の地区
区 分	ひき縄漁業及び小型かつお漁業

宮崎県告示第 133号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月22日から平成30年 2 月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道 2 22号	都城市安久町4276番12地先から同市同町4278番77地先まで	旧	12.5～36.9	237.7
				新	14.2～53.5	225.0

宮崎県告示第 134号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月22日から平成30年 2 月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道 2 65号	東臼杵郡椎葉村大字下福良字下水流 107番29から同郡同村同大字同字 107番56地先まで	旧	4.8～137.7	1,068.5
				新	4.8～137.7	1,068.5

宮崎県告示第 135号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月22日から平成30年 2 月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道 2 69号	都城市栄町15号1番1から同市同町13号7番地先まで	旧	15.1～21.5	130.5
				新	15.2～26.0	135.6

宮崎県告示第 136号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月22日から平成30年 2 月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡美郷町南郷水清谷字赤木1679番1地先から同郡同町南郷水清谷同字1667番5まで	旧	6.6～44.0	467.4
				新	11.3～50.0	444.2

宮崎県告示第 137号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月22日から平成30年 2 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 4 47号	えびの市大字内堅大河平国有林3002林班つ小班から同市同大字字大河平 946番 3 地先まで	旧	7.0～ 24.0	1,200. 0
				新	9.5～ 140.0	900.0

宮崎県告示第 138号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月22日から平成30年 2 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 5 03号	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字網掛 1524番 5 地先から同郡同村同大字字長谷1343番14地先まで	旧	15.5～ 35.4	104.6
				新	18.2～ 37.5	104.6

宮崎県告示第 139号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月22日から平成30年 2 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
9	県道	宮崎西	宮崎市古城	旧	15.1～	388.7

		環状線	町長田5883番 2 から同市北川内町倉詰7242番 2 地先まで		49.5	
			宮崎市古城町長田5883番 2 から同市北川内町倉詰7242番 2 地先まで	新	21.4～ 76.6	388.7
			宮崎市古城町長田5883番 2 から同市同町池ノ内 474番 2 地先まで		23.8～ 90.5	1,388. 6

宮崎県告示第 140号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月22日から平成30年 2 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
24	県道	高鍋高岡線	西都市聖陵町 1 丁目77番 1 地先から同市大字妻字平田1690番 1 地先まで	旧	12.0～ 16.0	629.2
				新	13.8～ 16.0	629.2

宮崎県告示第 141号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月22日から平成30年 2 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
26	県道	宮崎須木線	東諸郡綾町大字南俣	旧	5.5～ 29.9	95.0

			字大口5692 番1から同 郡同町同大 字同字5692 番1まで	新	20.9～ 38.2	95.0
--	--	--	--	---	---------------	------

宮崎県告示第 142号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月22日から平成30年2月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
51	県道	中野原 美々津 線	日向市東郷 町山陰字崎 山乙2248番 48地先から	旧	17.9～ 46.1	289.0
			同市同町山 陰同字乙22 48番67地先 まで	新	25.8～ 46.1	289.0

宮崎県告示第 143号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月22日から平成30年2月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
51	県道	中野原 美々津 線	日向市東郷 町山陰字竹 ノ本乙2521 番1地先か ら同市同町	旧	13.0～ 31.8	228.3
			山陰同字乙 2520番1地 先まで	新	28.9～ 37.2	228.3

宮崎県告示第 144号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月22日から平成30年2月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
319	県道	寒川下 三財線	西都市大字 上三財字大 高野4798番 1地先から	旧	9.1～ 9.8	17.4
			同市同大字 同字4798番 1地先まで	新	10.6～ 14.8	17.4

宮崎県告示第 145号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

なお、関係図面は、平成30年1月22日から平成30年2月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
375	県道	学園木 花台本 郷北方 線	宮崎市大字 熊野字宮ケ 田瀬5238番 3から同市 大字郡司分 字小松原乙 24番1まで	15.7～ 42.3	1,044. 7

宮崎県告示第 146号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月22日から平成30年2月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
404	県道	石阿弥 蛇五日 市線	えびの市大 字杉水流字 法泉坊 535 番2から同 市同大字同 字 524番11 まで	旧	5.4～ 15.7	350.4
				新	10.6～ 25.1	350.4

宮崎県告示第 147号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月22日から平成30年 2 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
405	県道	西麓小 林線	小林市細野 字湾津4573 番 4 地先か ら同市細野 同字4573番 2 地先まで	旧	10.8～ 12.0	25.0
				新	13.8～ 13.8	25.0

宮崎県告示第 148号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月22日から平成30年 2 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
405	県道	西麓小 林線	小林市細野 字池ノ原19 48番 1 地先 から同市細 野字小堀15 26番 2 地先 まで	旧	10.6～ 15.6	592.7
				新	11.1～ 18.2	592.7

宮崎県告示第 149号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月22日から平成30年 2 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 22号	都城市安久 町4276番12 地先から同	平成30年 1 月22日

市同町4278
番77地先ま
で

宮崎県告示第 150号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月22日から平成30年 2 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 65号	東臼杵郡椎 葉村大字下 福良字下水 流 107番29 から同郡同 村同大字同 字 107番56 地先まで	平成30年 1 月22日

宮崎県告示第 151号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月22日から平成30年 2 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡美 郷町南郷水 清谷字赤木 1679番 1 地 先から同郡 同町南郷水 清谷同字16 70番 6 地先 まで	平成30年 1 月22日

宮崎県告示第 152号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月22日から平成30年 2 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 88号	東白杵郡美 郷町南郷鬼 神野字仁田 ノ越1825番 4 地先から 同郡同町南 郷鬼神野同 字1820番 4 地先まで	平成30年1月22日

宮崎県告示第 153号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年1月22日から平成30年2月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 5 03号	東白杵郡諸 塚村大字七 ツ山字網掛 1524番 5 地 先から同郡 同村同大字 字長谷1343 番14地先ま で	平成30年1月22日

宮崎県告示第 154号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年1月22日から平成30年2月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
40	県道	都農綾 線	児湯郡川南 町大字川南 字山本 177 41番地先か ら同郡同町	平成30年1月22日

			同大字同字 17747番 2 地先まで	
--	--	--	---------------------------	--

宮崎県告示第 155号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年1月22日から平成30年2月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
225	県道	八重原 延岡線	東白杵郡門 川町大字川 内字阿仙原 2149番 3 地 先から同郡 同町同大字 同字2149番 3 地先まで	平成30年1月22日

宮崎県告示第 156号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年1月22日から平成30年2月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
319	県道	寒川下 三財線	西都市大字 上三財字大 高野4798番 1 地先から 同市同大字 同字4798番 1 地先まで	平成30年1月22日

宮崎県告示第 157号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成30年1月22日から平成30年2月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	222号	都城市安久町4276番12地先から同市同町4278番77地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年2月6日

宮崎県告示第 158号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成30年1月22日から平成30年2月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	269号	都城市栄町15号1番1から同市同町13号7番地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年2月6日

宮崎県告示第 159号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成30年1月22日から平成30年2月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	都農綾線	児湯郡川南町大字川南字黒岩5205番3地先から同郡同町同大字字山本 17747番2地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年2月6日

宮崎県告示第 160号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成30年1月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮 崎 市	立 花 迫	01- 201- 3 - 078	土 石 流
	春 口	01- 201- 3 - 079	土 石 流
	森ヶ迫- 1	I - 1 - 0024	急傾斜地の崩壊
	下北方- 2	I - 1 - 0027	急傾斜地の崩壊
	下北方- 2- 新②	I - 1 - 0027- 新②	急傾斜地の崩壊
	下北方- 2- 新③	I - 1 - 0027- 新③	急傾斜地の崩壊
	池内町陣の平	I - 1 - 0028	急傾斜地の崩壊
	長嶺身の崎	I - 1 - 0039	急傾斜地の崩壊
	長嶺下り松	I - 1 - 0040	急傾斜地の崩壊
	上 村 - 1	I - 1 - 0100	急傾斜地の崩壊
	長 嶺 - 1	I - 1 - 3001	急傾斜地の崩壊
	下北方- 1	I - 2 - 0005	急傾斜地の崩壊
	上北方立花迫	II - 1 - 4009	急傾斜地の崩壊
	垂 水 - 1	II - 1 - 4032	急傾斜地の崩壊

	垂水 - 2	II - 1 - 4033	急傾斜地の崩壊		伊形 - 1 - 新①	I - 1 - 3615 - 新①	急傾斜地の崩壊
	下北方町陣ヶ平	II - 1 - 4091	急傾斜地の崩壊		伊形 - 2	I - 1 - 3617	急傾斜地の崩壊
	久保 - 2	III - 1 - 9029	急傾斜地の崩壊		伊形 - 3	I - 1 - 3645	急傾斜地の崩壊
	井尻 - 2	III - 1 - 9065	急傾斜地の崩壊		若葉第 3	I - 2 - 0072	急傾斜地の崩壊
延岡市	第一滝下沢	10 - 426 - 1 - 004	土 石 流		沖 田	I - 2 - 0073	急傾斜地の崩壊
	瀬越沢	10 - 426 - 1 - 040	土 石 流		塩浜第 6	I - 2 - 0074	急傾斜地の崩壊
	第二滝下沢	10 - 426 - 2 - 001	土 石 流		伊形 - 4	II - 1 - 7519	急傾斜地の崩壊
	瀬越谷川	10 - 426 - 2 - 014	土 石 流		椎畑 - 1	II - 1 - 7674	急傾斜地の崩壊
	長瀬沢	10 - 426 - 2 - 015	土 石 流		長 瀬	II - 1 - 7703	急傾斜地の崩壊
	ふるどの谷川	10 - 426 - 2 - 016	土 石 流		うそ越 - 1	II - 1 - 7716	急傾斜地の崩壊
	坂本谷川	10 - 426 - 2 - 017	土 石 流		うそ越 - 1 - 新①	II - 1 - 7716 - 新①	急傾斜地の崩壊
	平原第 6	I - 1 - 1440	急傾斜地の崩壊		うそ越 - 2	II - 1 - 7717	急傾斜地の崩壊
	塩浜第 3	I - 1 - 1445	急傾斜地の崩壊		猪渡 - 1	II - 1 - 7727	急傾斜地の崩壊
	塩浜第 3 - 新①	I - 1 - 1445 - 新①	急傾斜地の崩壊		猪渡 - 1 - 新①	II - 1 - 7727 - 新①	急傾斜地の崩壊
	塩浜第 5	I - 1 - 1447	急傾斜地の崩壊		猪渡 - 2	II - 1 - 7728	急傾斜地の崩壊
	塩浜第 7	I - 1 - 1448	急傾斜地の崩壊		滝下 - 3	II - 2 - 0418	急傾斜地の崩壊
	塩浜第 8	I - 1 - 1449	急傾斜地の崩壊				
	滝下 - 4	I - 1 - 1655	急傾斜地の崩壊				
	下水流	I - 1 - 1680	急傾斜地の崩壊				
	瀬越	I - 1 - 1681	急傾斜地の崩壊				
	沖田第 2	I - 1 - 2183	急傾斜地の崩壊				
	塩浜第 9	I - 1 - 3613	急傾斜地の崩壊				
	塩浜第 9 - 新①	I - 1 - 3613 - 新①	急傾斜地の崩壊				
	塩浜第 10	I - 1 - 3614	急傾斜地の崩壊				

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び所管の土木事務所等に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 161号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成30年1月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮崎市	立花迫	01 - 201 - 3 - 078	土 石 流
	春 口	01 - 201 - 3 - 079	土 石 流

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び所管の土木事務所等に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

宮崎県県民栄誉表彰規則（平成12年宮崎県規則第 127号）第 2 条の規定により、平成29年12月26日付けで県民栄誉特別賞を受けたものの氏名及びその事績は、次のとおりである。

平成30年 1 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 氏名

青木 宣親

2 事績

平成29年6月12日（日本時間）、米大リーグヒューストン・アストロズ対ロサンゼルス・エンゼルス戦において、日本人選手7人目となる日米通算2000安打を達成し、広く県民に大きな夢と感動を与え、郷土に対する自信と誇りをもたらした。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成30年 1 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス門川店

東臼杵郡門川町上町4丁目39番 外8筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成30年8月29日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,446㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

店舗建物北側 49台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

店舗建物北東側 10台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

店舗建物南側 27.0㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

店舗内南側 9.0㎡

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店

時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3箇所 敷地東側、北側及び西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成29年12月28日

9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成30年1月22日から平成30年5月22日まで

10 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成30年1月22日から平成30年5月22日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、三股町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年 1 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エル一万城

北諸県郡三股町大字宮村字一万城2855番14 外

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法附則第5条第1項の規定による届出

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更

平成29年10月31日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成30年1月22日から平成30年2月22日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第88条第1項の規定により、高畑地区県営土地改良事業（五ヶ瀬町、ため池等整備事業）に係

る土地改良事業計画を変更した。
 なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。
 平成30年1月22日
 宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類
 変更に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間
 平成30年1月22日から平成30年2月20日まで

3 縦覧場所
 五ヶ瀬町役場建設課内

4 その他
 この公告に係る土地改良事業計画の変更（以下「この計画の変更」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第88条第1項の規定により、五ヶ瀬地区県営土地改良事業（五ヶ瀬町、中山間地域総合整備事業）に係る土地改良事業計画を変更した。
 なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年1月22日
 宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類
 変更に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間
 平成30年1月22日から平成30年2月20日まで

3 縦覧場所
 五ヶ瀬町役場建設課内

4 その他
 この公告に係る土地改良事業計画の変更（以下「この計画の変更」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により、収去飼料の栄養成分に関する検査の試験結果の概要を次のとおり公表する。
 平成30年1月22日
 宮崎県知事 河野俊嗣

製造事業場等の名称及び所在地等	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
株式会社宮崎サンエフ 川南町	同左	エコフィード	平成29年11月	栄養成分－水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
オカザキファーム株式会社 木城町	同左	TMR繁殖用	平成29年11月	栄養成分－水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
オカザキファーム株式会社 木城町	同左	TMR肥育後期	平成29年11月	栄養成分－水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県公報第2903号により公告した公共測量（デジタルカラー撮影、地図情報レベル1000）が平成29年12月22日終了した旨、都城市長から通知があった。
 平成30年1月22日
 宮崎県知事 河野俊嗣

--	--